明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年一月二十六日から施行する。ただし、第八条、第十条及び様式第一から様式第六までの改正規定は、平成二十七年二月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にされた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条第一項の規定による接続の請求であって、この省令の施行の際、接続をするかどうかの回答がされていないものについては、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この省令の施行前にされた法第五条第一項の規定による接続の請求であって、この省令の施行の際、接続をするかどうかの回答がされていないもののうち、接続請求電気事業者が当該接続の請求に応じることにより、追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなることが見込まれるものについては、前項の規定にかかわらず、新規則第六条の規定（同条第一項第四号ホ及びへの規定を除く。）を適用する。

3　平成二十七年三月三十一日までに、東京電力株式会社、中部電力株式会社又は関西電力株式会社に対して、特定供給者（法第三条第二項に規定する特定供給者をいい、太陽光発電設備であってその出力が五十キロワット以上五百キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行う法第五条第一項の規定による接続の請求については、新規則第六条第一項第三号イ及びチの規定は、適用しない。

4　平成二十七年三月三十一日までに、北陸電力株式会社又は中国電力株式会社に対して、特定供給者（法第三条第二項に規定する特定供給者をいい、太陽光発電設備であってその出力が五十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行う法第五条第一項の規定による接続の請求については、第二項の規定にかかわらず、新規則第六条第一項第三号イ及びチの規定は、適用しない。

5　平成二十七年三月三十一日までに、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社又は沖縄電力株式会社に対して、特定供給者（法第三条第二項に規定する特定供給者をいい、太陽光発電設備であってその出力が十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行う法第五条第一項の規定による接続の請求については、第二項の規定にかかわらず、新規則第六条第一項第三号イ及びチの規定は、適用しない。

6　この省令の施行前にこの省令による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第六条第一項第七号の規定により経済産業大臣が指定した再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者は、新規則第六条第一項第七号の規定による指定を受けたものとみなす。

発行所　〒一〇五―八四五一　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）